The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	文化財の政治性と武力紛争 : 破壊・保護要因の分析を中心に
Author(s)	原本, 知実
Citation	国際公共政策研究. 2006, 11(1), p. 255-271
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/11488
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

文化財の政治性と武力紛争
－破壊・保護要因の分析を中心に

Armed Conflict and the Political Nature of Cultural Property
-Analyzing Factors of Protection and Destruction-

原本知実*

Tomomi HARAMOTO*

Abstract

The effects of the destruction of cultural properties as seen in ethnic conflicts in the post-cold war era have been detrimental. Discussions on protection of cultural properties are vital to enhance understanding of tradition's history to the next generation. Considering the political nature of cultural properties, the purpose of this study is to show a new direction in protection discussions. Especially I will analyze different factors of the protections and destructions of cultural properties based on the political implication of cultural properties. To clarify those factors, this study will play as the first step of new measures to protection discussion.

キーワード：文化財　政治性　武力紛争　破壊　保護

Keywords：cultural property, political nature, armed conflict, destruction, protection

* 大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程

はじめに

いま、多くの歴史的な文化財が危機に瀕している。皮肉なことに、祖先の手によって作られ、受け継がれてきた文化財は、次に受け継いでいくべき私たちの手によって、危機を迎えている。それは破壊の危機である。確かに、文化財は自然に劣化して危機を迎えることもあるが、劣化による危機は、保存・修復技術が進歩した今日では大部分が対処可能となっている。しかし、破壊行為のまえでは、どれほど進んだ保存・修復技術も無力なのである。

冷戦後、各地で紛争が多発し、その多くが民族のアイデンティティーに深く絡んでいた。これらの紛争では多くの文化財が破壊対象とされたため、紛争下における文化財破壊を再考する必要が生じてきた。文化財は守られるものであり、破壊されるものではないという常識が崩れたのである。こうした危機があるとは認識しながらも、現在の武力紛争下の文化財保護は行き詰まりを見せている。国際社会においては、いまだ保護の制度や枠組みは確立されているとはいえず、そのため近年でも、文化財を破壊危機から救うことができなかった[1)]。今後同様の危機を回避するためには、こうした現状を変える必要がある。

これまで文化財保護に関する研究は、保護の技術や保護制度の整備といった、文化財保護者の観点によるものが大部分であった。しかし、破壊には破壊者が存在し、彼らは意図をもってこれを行う。そしてここには、破壊者の観点がある。老朽化により危機に陥る場合、その危機を分析し、その結果に基づいて修復される。また、環境問題などがもたらす危機でも、要因の分析の後に対処される。しかしこれまで、破壊危機に関しては、破壊者の観点からみた要因などの研究はなされていなかった。破壊危機を回避して保護をすすめるためにも、破壊行為と破壊者の観点を分析することが必要となる。

本稿の目的は、文化財の持つ政治性を考慮しつつ文化財破壊や危機を分析することで、今後の文化財保護議論に新しい方向を提示することにある。まず第一節でこれまでの文化財保護について概観して、第二節では文化財の持つ政治的な意味を分析する。続いて第三節では、武力紛争と文化財の関係を明らかにするために、文化財が武力紛争の中で保護・破壊される要因を分析していく。最後に第四節で、紛争時に保護・破壊された文化財の平和利用への可能性を紹介していく。

文化財の破壊は、文化財の価値を破壊するために、破壊自体を目的として行われるのに対

1）詳細は原本知実2004年提出の修士学位論文「紛争と文化財－国際的な制度構築に向けて」

して、略奪は転売などの金銭的な理由から行われる。このような違いを考慮して、本稿では武力紛争下で行われることの多い略奪は扱わず、文化財の破壊のみを扱うことにする。

また、近年、世界遺産ブームとも言われる現象の中で、「文化遺産」という言葉が多用されているが、文化財と文化遺産は異なる意味を持っている。文化財[2)]は、文化的価値のある保存すべき個々の物件を指すが、文化遺産[3)]とは、より理念的で、それら文化財の集合に過去から未来への時間的な価値を加えた用語であると言われている[4)]。本稿は理念的な意味の集合体ではなく個別の物件を研究対象とすることから、文化財という用語を用いている。また、文化遺産という用語によって、研究の対象とされる物件がUNESCOによって世界遺産として認められたものに限定することも避けることにする。

第一節　これまでの文化財保護

これまで文化財保護の研究は、文化財の保存・修復などの技術論と、法律論の２つのアプローチから進められてきた。また、文化財保護の研究の中でも、武力紛争下での文化財保護を中心的に据えた研究はほとんど見られず、武力紛争下での文化財保護は、文化遺産保護議論の枠の中で、自然劣化や地域開発、経済行為などといった別の問題と一緒に議論されてきた[5)]。法律に関しては武力紛争の際の文化財保護のための条約が存在することから、この条約を中心的に研究がなされている[6)]。しかしこの中でも、文化財をいかにして「守るか」が議論の中心である[7)]。こうして、保護に関しては技術的にも制度的にも議論が進んでいるが、これは破壊を防ぐための研究とは一線を画している。

文化財の危機が人為的であるならば、それを食い止めるのは私たちが歴史の中で果たすべき重要な役割である。文化財の破壊を経験した国の中には、その義務を果たそうとしなかった国もあるが、他の多くの国々は義務を果たそうとしたにもかかわらず、守ることができな

2）日本の文化財保護法では、「わが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の発展の基礎を成すものである」（文化財保護法第三条）と定義されている。

3）ユネスコによる文化遺産（有形）の定義は、「記念物、歴史的価値ある建造物群及び遺跡、歴史的、芸術的、科学的、技術的興味ある物件、されにあらゆる種類の可動及び不可動物件で、時代を通じて人間生活の証拠となるものを含む」（河野靖『文化遺産の保存と国際協力』風響社、1995年、169頁。）

4）河野、前掲書、29頁。

5）日本における文化遺産保護の文献の代表的なものが河野靖氏による前掲書である。

6）この条約に関してはBoylan, P.J, *Review of the Convention for the Protection of Cultural Property in the Event of Armed Conflict(The Hague convention of 1954)*, UNESCO doc. CLT-93/WS/12, Paris, 1993. が詳しい

7）保護への技術的・法的議論を行う場として、2004年に東京でシンポジウムが開催された。ここでの記録からも、ほとんどの報告は建築学、考古学、そして法学の研究者によって行われていて、技術的・法的な「保護」議論が中心であることがわかる。
西浦忠輝編『人類の歴史を護れ－戦中戦後における文化遺産の保護と国際協力－』クバプロ2005年。

かった。こうして保護の意思の有無に関わらず破壊は行われてきたが、当事国はその意思がある限り文化財を保護しようとしたし、国際社会も文化財保護のために働きかけた。

では、なぜ破壊は阻止できなかったのであろうか。破壊以外にも、文化財にはいくつかの危機がある。文化財は何世代も前に作られたものが多く、老朽化は危機のひとつである。また、環境や人間活動が文化財を危機に追い込むこともある。しかしこれらの危機は兆候がみられると、保護・保存へのできる限りの対応がとられた。この代表的なものが、エジプトのヌビアで行われたアブシンベル神殿の大規模な保護[8]であった。こうして現在でも、私たちはその雄大な神殿を目にすることができる。このように、いくつかの文化財の危機には対応が可能であった。

このような違いが生じた理由は、表1の分類に見ることができる。これは文化財の危機を、自然劣化、環境・開発、破壊[9]の3つに分類し、それぞれの危機が発生する時期、危機進行速度、危機要因、崩壊・破壊確認後の対応可能性などを見ている。

この分類から、破壊危機の特徴が明らかになる。まず、破壊以外の危機は平時に起こるが、特に破壊の場合は政治的問題が発生した武力紛争などの際に起こる。また、破壊の多くは爆撃など一瞬でおこなわれるため、危機が確認されてからの対応はほとんど不可能である。こうした違いは、影響を与えるものが自然劣化、環境・開発などは危機をもたらすことが目的ではない意図しない行為などによって行われるのに対して、破壊の場合には危機をもたらすことが目的といえる意図された行為だという点にあると考えられる。つまり、破壊の場合は、危機に影響を与える側と危機から文化財を守る側の両方が意思をもった人間なのである。

＜表1＞　文化財危機の要因と影響力（出展：著者作成）

危機の種類	発生時期	危機進行速度	危機要因	崩壊・破壊確認後の対応
自然劣化	平時	長期的	自然、経年	可能
環境・開発など	平時	中・長期的	自然、人間（間接的）	ほぼ可能
破壊	政治問題発生時（紛争時）	短期的	人間（直接的）	ほぼ不可能

8）ナイル川上流のヌビア地方がアスワン・ハイダム建設によって水没することになった際、20年間かけてこの場所にあった25遺跡を救済した。そのひとつであるアブシンベル神殿も、岩山全体を切り出して高地へ移築するという方法で救済された。河野、前掲書、第九章ヌビア遺跡の救済（415－454頁）に詳細が記されている。

9）UNESCOの危機遺産（World Heritage in Danger）は危機の理由として①武力紛争、②自然災害、③大規模工事、④都市・観光開発、⑤商業的密猟、などをあげているが、本稿では文化遺産ではなく文化財という個々の物件として扱い、また自然遺産を扱わないことなどから、自然劣化、環境・開発、破壊という3つに分類した。

このように、文化財の破壊には①政治問題発生時（紛争）に起こる、②破壊者が存在する、③危機が始まってからの対応は困難、などといった特徴があることを考えると、破壊危機はそれ以外の危機とは異なった視点から研究されることが必要であることがわかる。しかし従来の文化財保護研究のほとんどは、文化財保護の枠の中で行われていたため、破壊者の意図などが研究対象とされてこなかった。

こうした現状で、既存の研究を補うためにも、武力紛争下での文化財の危機を一旦他の危機とは離して考えてゆく必要があるといえる。例えば文化財の破壊は政治問題と深く関連しているため、破壊の分析を行うためには、破壊行為を政治研究のなかで分析していくことが必要となる。また、武力紛争下での文化財を守るためには「文化財をなぜ守るのか」という問いに政治的説明をもって答えることが必要である。特に紛争当事者に保護への協力を呼びかけるためには、保護行為の政治的メリット・破壊行為の政治的デメリットなどを提示して理解を得ることが有効な手段の一つといえる。

2001年、アフガニスタンでバーミヤンの石仏破壊が行われた。この破壊はテレビを通じて世界中に報道され、国際社会に強い衝撃を与えた。破壊は宗教の名の下になされたと見られていたが、ユネスコの松浦事務局長はこれを疑問視し、確かに過去には破壊はあったが、宗教的なものであれ革命勢力による破壊であれ、すでにこうした破壊の時代を私たちは過去のものとし、新たな時代へと進んでいると信じていた矢先に、こうした行為が起こったことでさらに強い衝撃となったと述べている[10]。崩れ落ちた石仏が私たちに伝えているのは、今後二度と同じ間違いを繰り返させてはならないというメッセージである。旧ユーゴスラビアでも1990年代に多くの文化財が破壊された。これらの破壊は、民族浄化の名の下で他民族を文化ごと絶やすための意図的なものであったといわれている。破壊はのちに旧ユーゴ国際戦犯法廷（ICTY）[11]で、「戦争法及び慣習の違反」として扱われたことが画期的であるとされる。

破壊は決して新しい危機ではない。文化財は破壊の危機を以前から経験している。しかし近年、特にこうした文化財の破壊が目立つようになってきたのである。破壊を防ぐためには、保護と同時に破壊行為も分析し、その上で破壊を予防し保護していくための方策を考えることが必要である。

また、破壊を阻止できなかったのには、もうひとつの理由があった。現在の文化財保護制度が不十分なものであり、特に法的な国際的枠組みの整備不足に問題が残る点である。武力紛争下で文化財を保護するための中心的条約としては、「武力紛争の際の文化財の保護のた

10）日本ユネスコ協会のウェブサイトhttp://www.unesco.or.jp/meguro/reprint/matsuura01.7.htm（2006年5月）
11）詳細は旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所のウェブサイトhttp://www.un.org/icty/（2006年5月）

めの条約」(Convention for the Protection of Cultural Property in the Event of Armed Conflict)[12]がある。この条約は「1954年ハーグ条約」とも呼ばれ、国内紛争が生じた状況や軍事戦力に占領された場合における紛争当事者の文化財保護義務、原産国への返還、及び平和時に取るべき方策を規定する唯一の条約である[13]。こうした条約の存在にもかかわらず、文化財の破壊が繰り返される背景には、条約が機能不全に陥っている現実がある。たとえば、旧ユーゴスラビアはこの条約に加盟していたにもかかわらず文化財の破壊を行った。また、加盟国の少なさも問題のひとつであり、現状では日本やアメリカなどの大国も現状では批准していない。

紛争当事者の破壊行為を禁じている制度が有効でない以上、現状の制度によって破壊を食い止めることは困難である。保護への取り組みを発展されるためにも、差し迫る破壊危機阻止に有効に機能する制度を構築していくためにも、そして破壊を思いとどまらせるためにも、まず文化財破壊行為の目的や背景、影響などを分析して、国際社会に破壊のデメリットを論理的に説明する必要がある。

このように、これまでの文化財保護研究は、ほとんどが保護側としての対策や対応、技術を議論していくことが中心であり、法的には1945年ハーグ条約についての研究は存在するもの、この法律が有効なものではなかったことが問題であった。こうした既存の研究に必要なものは、破壊側の意図を分析し、破壊行為を阻止し、また破壊危機が差し迫る前に政治的状況から予測できるための研究アプローチであると言える。そのため既存の研究にこうしたアプローチによる研究を補完する形で、今危機にある文化財を救って行く方策を提示していくことが必要である。こうした段階の第一歩として、ここで紛争と文化財の関係を明らかにするために、ここからは、文化財の持つ意味を見ていくことにする。

第二節 文化財の持つ意味

文化財が武力紛争下で意図的に破壊・保護される場合、この意図を明らかにすることが紛争と文化財の関係を明らかにするために重要である。このような破壊や保護の意図を知る前に、ここでまず文化財の持つ意味を見ていくことにする。

一般的に文化財として表現されるものは実に多様であり、そのなかには建造物や美術品、芸術品、そして歴史的資料などが含まれている。川村 (2002)[14]によると、日本において文

12) 2003年に第二議定書が発効した。詳細は
http://www.unesco.org/culture/laws/hague/html_eng/protocol2.shtml (2006年5月)
13) 可児英里子「武力紛争の際の文化財保護のための条約 (1945年ハーグ条約) の考察」外務省調査月報、2002年、No.3、20頁。
14) 川村恒明、『文化財政策概論』東海大学出版会1－2頁。

化財という用語が法令用語として用いられたのは、1950年に制定された文化財保護法が最初であり、従って用語自体はそれほど古いものではない[15]。しかし、文化財という概念は古くからあり、昔から古く価値のあるものは大切にされてきたとしている。では、なぜ文化財は昔から守られてきたのであろうか。これは文化財の有する意味に関わる。第二節では文化財をその存在意義から（1）信仰対象の一部、（2）シンボル、（3）公共財、の3つに分類し、そこから文化財の持つ意味を考えていくことにする。

(1) 信仰対象の一部

文化財はかなり初期の時代から守られてきたが、川村（2002）[16]は、文化財が保護されてきたのは信仰と深く関わってきた場合であると述べている。確かに、信仰対象とされている文化財の多くは非常に古い。たとえばイスラエルの旧市街に残る文化財の多くは非常に古く、信仰に関わる伝説などとも関係して重要な役割を果たしている。しかしこれらは同時に、歴史的事実とも深く関わっている。そのため、こうした物件は信仰対象でありながら文化財としての価値も持つのである。日本でもこうした文化財は多く存在し、寺や神社等は大切に保護されてきた。

信仰の対象となる物件は、文化財や文化遺産として保護していく際に困難を伴うという。河野（1995）[17]によると、政府は信仰対象であるか否かについてではなく、歴史的価値のあるものには歴史の証拠として保存しなければならないが、そのためには国民への理解が必要であるという。また、こうした人々の意識の中で、宗教的なものを文化遺産として解釈しなおすためには、宗教や文化その内側だけでなく、外側からも見る視点が必要だと解説している。しかし、信仰対象の一部である文化財を外側から見ることは、物件を人類の遺産と定義づけ、保護体制を整えていくためには非常に重要であるが、実行は容易ではない。保護行政側は文化財として保護を進めようとするが、信仰対象とする人々は存在自体に価値を見出しているので、国の文化財や人類の遺産として他者と共有することを望まない場合も考えられる。また、保護のために取られるはずの措置が、信者の要求とは異なる場合もある[18]。また、

15）日本の文化財保護法で有形文化財は「建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料」と定義付けられている。（文化財保護法第三条）

16）川村、前掲書、2頁。

17）河野、前掲書、502頁。

18）タイのスコータイでは、頭部のなくなった仏像は拝むことができないとして、仏教徒によって頭部を付け足すことが要求され、議論となった。また、古い寺社を破壊して、新しく、より立派にしようとする要望が強いことも問題となっている。ミャンマーでは熱心な仏教徒である国民が、高徳を積むために古い寺の壁に書かれた仏像を塗りつぶして新しく画き変えようとするが、檀家による運営の寺は考古局の管理が及ばず、法的に塗りつぶしを禁じることができないことが考古局を悩ませている。このようにして信仰に関わる文化財の保護では、行政側と信者側の主張が異なる場合が実際にある。（河野、前掲書、498－500頁）

信仰対象となる文化財の保護は、別の集団との軋轢を生むこともある。インドネシアでは仏教遺跡であるボロブドゥール保存に尽力したため、過激派のイスラム教徒によって、1985年1月、寺院上部の仏像の入っている鐘形ストゥーパ9基が爆破された[19]。これは文化財の存在がいかに信仰心理に影響を与えるかを表している。文化財が集団の心理に影響を与えるのは、政治問題に宗教が絡む場合さらに強まる。たとえば、信仰対象であることを利用すれば、宗教間の対立の際に文化財破壊は相手に心理的ショックを与える。こうして武力紛争下での破壊に結びついていくと考えられる。

(2) シンボル

近代国家が成立されるにしたがって、文化財は新たな意味を持つようになった。それがシンボルとしての役割である。アンダーソン (Benedict Anderson)[20]は、「国民はイメージとして心の中に想像されたものだ」と述べているが、文化財はまさに「想像」のための重要なシンボルとなり、従ってナショナリズムや民族主義のなかで利用されてきた。

人間社会の中では、様々な形態で社会集団が構成されている。一般的に一人の人間は、いくつもの集団に属する。このなかには、家族・学校・地域社会・会社・国家のように所属の境界を明確に認識することのできる集団と、宗教や民族といった、集団の境界が一見しただけでは認識することが困難な場合がある。後者の集団が何を持ってその集団への所属を認識するのかに、集団を象徴するシンボルの存在が不可欠となってくる。シンボルとしては各集団の文化、歴史、神話など様々なものが考えられ、文化財の多くがこうしたシンボルの表現として存在する。シンボルは集団の歴史や伝統の多くは集団社会の規範や価値体系の基礎であるといわれる一方で、自分たちの集団を認識するだけでなく、強調されたり否定されたりすることによって、自己の集団と他者の集団の差異が強調される。その結果、シンボルが自己の集団の優越意識を説くものとして利用されることもある。また、シンボルとしての文化財の特性が、政治的に意図的に悪意をもって利用された場合、他集団に対しての軽蔑や敵意といった感情をも生み出すことにつながる。この傾向は旧ユーゴスラビア紛争でみられ、その結果大規模な破壊とその後の報復合戦にもつながっていった。

(3) 公共財

文化財の価値は宗教や民族といった特定の集団の思想によってのみ強調されるのではない。民俗学的に価値を持つ農耕具などといったものは、これらの文化財が公共財としての価値を

19) 河野、前掲書、496－497頁
20) ベネディクトアンダーソン著、『増補　想像の共同体』NTT出版、1991年、26頁。(Benedict Anderson, *Imagined Community: Reflections on the Origin and Spread of Nationalism, Revised ed.*, London: Verso Editions, 1991.)

持つために保護されていると考えられる。川村によると、1950年に制定された文化財保護法は、こうした思想を前進させることになった。それは文化財を、社会全体の発展の基盤をなすものととらえ、社会全体の「公共財」として位置づける思想だったからである[21]。また、文化財保護法第三条にあるように、公共財としての文化財は信仰やナショナリズムとしての文化財とは異なり、文化や歴史を正しく理解して、将来の発展につなげていくためのものとしての意味を持つ。こうした傾向は、UNESCOによる文化遺産の定義とも共通している。したがってこのような公共財としての特性は、他の文化を持つ他者を理解するために役立てることができると考えられる。

河野[22]は、一般的に、文化財には独自性と共通性の、二つの側面において価値があるとしている。独自性とは個人、家族、地域社会、民族、国民など、その文化財を創造し継承した個人や集団が固有に持つ、真善美聖などの価値基準を満たすものであり、共通性とは人間の生活圏の拡大にともない、異文化との接触を通じて、自己に固有な文化価値そのものが次第に修正変更されて、他文化との共通性が増加して普遍的になっていく。そのことから他者の文化がもつ価値に対しても理解しやすく、従って寛容になり、それを認め、さらに進んで鑑賞するようになるとしている。文化財のこうした特性は、文化間の相互理解や、和解のために大きな役割を果たすと考えられるため、平和利用への可能性を秘めている。既にヨーロッパは、ローマ時代という共通の歴史や、キリスト教という文化の共通性を、第二次世界大戦以降の平和構築に活用している。こうした方法は、民族紛争などによって文化間での対立が深まってしまった後の平和構築や和解のために特に有効であると考えられる。

このように、文化財を（1）信仰対象の一部、（2）シンボル、（3）公共財、の3つに分類したことによって文化財のもつ意味が明らかになってきた。またこれは、文化財が武力紛争の中で破壊の対象となる要因も示唆していると考えられる。

したがって次の第三節では、さらに詳しく紛争と文化財の関係を見ていくために、こうした文化財の持つ意味などが武力紛争のなかでに政治的にどのように影響を与えてきたのかを、いくつかの事例を紹介しながら分析していくことにする。

第三節 武力紛争と文化財

これまで、文化財の破壊の多くは武力紛争の中でおこなわれてきた。しかし、すべての武力紛争の中で文化財が破壊されてきたわけではなく、多くの文化財は守られてきた。では破

21）川村、前掲書、4頁。
22）河野、前掲書、30－31頁。

壊された文化財と保護された文化財にはどのような違いがあったのであろうか。こうした破壊・保護に至る背景には、それが意図的なものである限り[23]何らかの意味があると考えられる。そのためここからは、こうした背景にある違いを明らかにすることにする。違いを明らかにすることは、破壊の危機にある文化財を予測するためにも、また今後の有効な文化財保護制度を検討する上でも重要な分析となる。

武力紛争下での文化財の破壊や保護の違いを見ていく前に、破壊と保護をいくつかに分類する必要がある。表2は主体を攻撃側と、被攻撃側として、彼らの行動を破壊と保護として分けて分類している。まず攻撃側には文化財を破壊する・破壊しないという選択があるとし、破壊しない場合にはこれを消極的な保護、破壊する場合を積極的な破壊であると考える。一方、文化財を有する被攻撃側は攻撃を受ける場合、文化財を保護する・保護しないという選択があるとし、こうした保護は積極的保護であり、保護しない場合は消極的破壊であるとしている。本稿ではこの分類をもとに、破壊・保護それぞれの場合に関して、いくつかの代表的な事例[24]を紹介しながら破壊・保護の違いを分析していく。

＜表2＞ 保護と破壊の種類（出典：著者作成）

	保　護	破　壊
攻撃側	**消極的保護** 攻撃側が破壊しない	**積極的破壊** 攻撃側が破壊する
被攻撃側	**積極的保護** 防衛側が保護する	**消極的破壊** 防衛側が保護しない

(1) 文化財を保護することの意味（積極的保護）

一般的に、文化財の保護に技術面などで積極的に取り組むのは被攻撃側である。実際に被攻撃側が保護の努力を行うことで、文化財を危機から救える場合も多いため、この行動は非常に重要であると考えられる。

まず、文化財は、ある文化の歴史や伝統の傑作を後世に伝えていくために存在しているとの認識から保護される場合がある。これは、文化財が公共財としての意味を持つとして保護されると考えられる。被攻撃側がこのようにして文化財を保護した成功例は、レバノンのティールである。ここは1982年にイスラエル軍が侵攻し戦場となったが、レバノン政府は遺跡を守るために国際世論に訴え、世界遺産に登録した[25]。また、破壊から守るためにベイルート

23）破壊や保護には意図的ではないものも存在するため。ここでは意図的と限定した。
24）ここでは冷戦後の民族紛争の事例のみならず、近年行われた戦争も含めて事例を見ていく。
25）この登録は1984年におこなわれた。このときレバノンは同時に別の3物件の登録も行っている。UNESCO世界遺産部http://whc.unesco.org/en/statesparties/lb（2006年5月）

国立博物館ではティールから出土した石棺の外側をコンクリートで固めるという対策がとられた[26]。こうして文化財が積極的に守られた結果、現在でもレバノンは5つの文化遺産を有している。

文化財が観光資源として経済的に重要性を持つ場合も、積極的に保護される傾向がある。文化財は紛争前から観光収入源であり、紛争後にもこの役割が期待されている場合などが考えられ、保護された文化財は紛争後の復興に大きな意味を持つ。たとえば、旧ユーゴスラビアのクロアチアでは、多くの文化財が破壊された。しかしその中にあっても、紛争後に残すことのできた文化財を修復し、観光資源としての活用に成功した。その結果、紛争終結からわずか6年後の2000年には、観光がクロアチアのGDP[27]の15パーセントを占めており、2004年には25パーセントを占めるようになった。

上の二つの保護の例は文化財が公共財であることにより保護されている傾向にあるのに対して、文化財が民族的・宗教的なシンボルとしての役割を果たしている場合にも積極的保護が見られることがある。特に国家がこうした保護を行う場合、シンボルの多くは国内の多数派の文化に属するものであると考えられる。シンボルは、紛争中や紛争後の混乱した状況の中でも、多数派による支配と集団の統合に利用される。たとえば、第二次世界大戦の際に、日本において米軍による空襲が近づいたことで文化財の保護が話し合われた。このとき、政府は国民のための公共財としての文化財というよりも、文化財のシンボルとしての価値に着目し、政治的な役割をもつ文化財の保護対策をとることを決めた。天皇制を守り、大東亜共栄圏をまとめ上げていくための道具として文化財を保護したのである。[28]

(2) 文化財を破壊しないことの意味（消極的保護）

文化財保護は攻撃側によっても行われる。この場合の保護は積極的保護とは異なり、「破壊しない」という決断によるもので、直接技術的に保護に取り組むものではないため、消極的保護といえる。これまで文化財が破壊されずに残った背景には、消極的保護によって攻撃が避けられてきたことが多くあった。

まず、被攻撃側と攻撃側の文化に共通性がある場合に消極的保護の措置が取られている。第二次世界大戦の際にイタリアのフィレンツェやローマ等の場所について、連合軍は破壊を

26) 西山要一「レバノンティールの世界遺産」『文化遺産ニュース』vool.11、ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所、2004年。

27) 2000年のGDPは19906ドル、2004年のGDPは34310ドル。
(外務省ホームページよりhttp://www.mofa.go.jp/mofaj/area/croatia.html) (2006年5月)

28)「国宝・重要美術品特ニ貴重ナル御歴代ノ宸翰、勅願ノ建造物等を始メ我ガ光輝アル国史ノ徴証ナル諸物件二対シ速カニ防空施設ヲ実施シ、或ハ分散疎開セシメテ空襲ニヨル被害ヲ最小限度ニ防止スルコトハ・六宙ニ我ガ尊厳ナル国体ヲ擁護スルタメノミナラズ大東亜ノ文化建設上必須ノ要務ニ依リ国宝・重要美術品其ノ危険地域に所在シ特ニ貴重ト認ムル物ニ付緊急防護措置ヲ講セントス」国宝・重要美術品ノ防空施設整備要綱（昭和18年12月14日閣議決定）

が起こる可能性がある。たとえば、国内のマイノリティの文化財などは軽視され、保護対策がとられないといった場合である。国の文化財として認められることがない文化財は、その国の公共財として認められないために、積極的に保護の措置を取られることがない可能性があるのである。これは、国家によるマイノリティの文化財認定といった問題とも関連した問題であるといえる。また、所有者である国家や文化財の周辺に住む人々が、文化財と文化的つながりを持たない場合も考えられる。たとえば、インド・パキスタン紛争の舞台となっているカシミール地方では、1947年のインド・パキスタンの分離独立により重要な仏教文化のガンダーラの遺跡はすべてパキスタン側のものとなり、イスラム文化であるタージ・マハルがインドに残された[33]。これらの文化財は幸運にも保護されているが、他の場所で同じような状況が生まれた場合、文化財が保護されない可能性も考えられる。

保護の対策をとらないだけでなく、破壊を招く行為も消極的破壊といえる。たとえば、被攻撃側が文化財や文化財集中地域を武器庫や弾薬庫として利用するといった場合である。貴重な文化財のこうした利用は、1954年ハーグ条約で禁止されている。しかし、条約ではまた、文化財を攻撃することも禁じている。そのためこれを逆手に取って、攻撃側が標的にする可能性が低い文化財や集中地域に武器や弾薬を保管したりするのである。文化財の価値を攻撃側が共有している場合でも、こうした文化財の利用は考えられる。実際には文化財がこのような利用をされていなかった場合でも、イタリアのモンテカッシノ修道院は破壊された。この修道院は6世紀に建立された非常に貴重な文化財でありながら、第二次世界大戦中、ドイツ軍がこの場所を軍事的に利用していると疑いを持ったアメリカ軍によって、1944年に爆撃によって破壊されたという事例である[34]。

(4) 文化財を破壊することの意味（積極的破壊）

攻撃側が実際に文化財を爆破させたりして決定的なダメージを与える行為は、積極的破壊と呼ぶことができ、こうした積極的破壊にも、いくつかの異なった意図がある。

まず、軍事作戦上の理由による破壊である。第二次世界大戦中にアメリカで組織された「戦争地域における芸術的歴史的遺跡の保護・救済に関するアメリカ委員会」の報告書[35]の中でも、アメリカは文化財を保護する姿勢はあるが、それは連合軍が占領する地域で、軍事上の必要性と矛盾しない限りであるとしている。従って、戦略的必要性がヨーロッパ文明の

33) 小西正捷「印・パ紛争と文化遺産」『人類の歴史を護れ－戦中戦後における文化遺産の保護と国際協力－』クバプロ、2005年、72－75頁。
34) Schaffer, *op. cit.*, pp. 52-53.
35) American Commission for the Protection and Salvage of Artistic and Historic Monuments in War Areas, *Report of the American Commission for the Protection and Salvage of Artistic and Historic Monuments in War Areas*, Washington D.C.: U.S. Government Printing office, 1946

防ぐために細心の注意を払っていた[29]。特にローマに関しては、破壊によってヨーロッパとアメリカのカトリック信者に衝撃を与えるリスクなども考慮されていたことから[30]、文化の共通性が政治的決定に影響を与えたことを示している。また、このケースで言えば、破壊がナチス宣伝省によるプロパガンダに利用されたり、バチカンから非難を受けたりするのを回避するために保護されたとも指摘されている[31]。

攻撃側と被攻撃側が文化を共有しない場合でも、文化財が保護されることはある。この場合の保護は、紛争後の体制や国際関係などを視野に入れたものであると考えられる。第二次世界大戦中のアメリカによる京都の保護はその一例である。1945年、ワシントンで原爆投下地点が検討された際、京都こそ投下地点としてもっとも適しているという主張があった。京都は千年の都であり、日本における知的・文化的中心であるため、日本人に対してもっとも精神的な苦痛を与えることができる場所であると見られていたことが、その一因であった。日本人にとって京都の破壊は確かに心理的に影響を与えるため、ショックを与えるためには効果的であった。しかし、それゆえに非常に残酷で悪意に満ちた行為として、アメリカの日本における戦後政策の長期的な目標を困難にする危険性を持つことも指摘された。また、こうした破壊は、戦後日本がアメリカではなくソ連と密接な関係を結ぶことにもつながりかねないという危惧があったとも伝えられている[32]。こうして最終的に京都は原爆投下地点からはずされることとなった。「スチムソンが京都に特別な感情を持っていたため破壊を免れた」、「文化財の芸術的価値が素晴らしいので免れた」という説もある。しかし、こうした状況を考慮すると、原爆投下という非常に大きな政治的決断のなかで「破壊しない」と決定された背景には、戦後における政治という現実的な判断が存在していたと考えられるのである。

(3) 文化財を保護しないことの意味（消極的破壊）

被攻撃側が文化財を保有する場合でも、保護の対策をとらず、保護の意思も表明しない場合がある。保護は文化財を所有する被攻撃側の、積極的保護が重要な役割を果たす。したがって被攻撃側が積極的保護を行うことなく、意思表示も行わない場合は、文化財を破壊危機へ向かわせることになるためこの行為は消極的破壊であると考えられる。

破壊される文化財が、被攻撃側の多数派の文化に関わる文化財ではない場合に消極的破壊

29) *Report of American Commission for the Protection and Salvage of Artistic and Historic Monuments in War Areas*, Washington D.C.: U.S. Government printing office, 1946.
30) Ronald Schaffer, *Wings of Judgment: American Bombing in World War II* Oxford University Press, 1985, p. 45.
31) Schaffer, *loc. cit*,.
32) 五百旗頭真「スチムソン　日米外交の昭和を決めた男」『季刊アスティオン』1989年冬No.11、49頁。
五百旗頭真『日米戦争と戦後日本』大阪書籍、114－116頁。
Schaffer, *op. cit.*, 143-146.

物的遺産保存の希望と衝突する場合は、戦略的必要性が優先されるべきであると考えられていた。実際に、先にもあげたイタリアのモンテカッシノ修道院の破壊は、こうした戦略上の理由によって実行された。[36]

戦闘に巻き込まれるのではなく文化財の破壊自体が大きな目的となる場合がある。特に、異なった文化を背景とした対立する集団間での紛争において見られる。たとえば、旧ユーゴスラビアでは民族浄化の名の下に数多くの文化財が破壊された。意図的に煽られた「民族主義」によって崩された共存関係は、戦いの目的が「敵」を殺傷することから次第に民族間の憎悪にエスカレートした。そして、人命だけでなく、宗教施設、歴史的な橋、典型的民家など民族文化のシンボルとなっているものまでもが破壊の対象へとなっていった。

また、文化財が敵対する集団の文化のシンボルである場合には、敵に心理的衝撃を与えるために破壊されることがある。京都が原爆投下の第一候補地であり、これは、京都の文化的重要性を考慮した結果、もっとも強く日本人に精神的苦痛を与えることができる場所であるとされたからであったことは既に述べた。

文化財の破壊がメッセージとしての意味を持つこともある。特に近年では、メディアの発達によって破壊の様子が世界中に配信されるようになり、加えて文化財破壊を野蛮な行為だと捉える見方も広がっている。こうした傾向は攻撃側を消極的文化財保護に導いくとおもわれたが、逆にタリバンはこの傾向を破壊に利用したと考えられている。元アフガニスタン特別ミッション政務官田中浩一郎氏は、「大仏を破壊することによって、アフガニスタンが地上で唯一、正真正銘のイスラムに基づく宗教国家である、というメッセージがあった。」と述べ、またこれは世界中からアルカイダの戦士を集めるために役立ったとも分析している[37]。

このように、文化財の破壊や保護が意図的に行われる際には、それに関わる文化財の政治性とそれを取り巻く政治的背景の違いが影響を与えている。それは、文化財の持つ政治性が、戦争や武力紛争のなかで破壊や保護という方法を用いて利用されていると言い換えることもできる。破壊や保護の持つ意味は本稿で挙げた以外にも考えられる。そのため、この研究は継続していき、さらに多くの意味を明らかにしていかなければならない。そのためにも文化財の持つ政治性は今後も追及していく必要がある。

文化財の持つ政治性が武力紛争や戦争で利用されるのであれば、こうした政治性は平和にも利用可能であると考えられる。したがって政治性を明らかにすることは文化財保護のみに

36) Schaffer, *op. cit.*, pp. 52-53.
37) 高木徹『大仏破壊－バーミヤン遺跡はなぜ破壊されたのか』文藝春秋、2004年。

役立つのではなく、文化財の平和利用への道を開くことにも役立っていく。これは万が一文化財が破壊されてしまった場合でもその文化財を活用できる方策であり、将来的に本研究を平和へと生かしていくことにもつながる。そのため第四節では文化財の平和利用について紹介することにする。

第四節　文化財の平和への利用

武力紛争の中で文化財の政治性が破壊・保護を通じて利用されるのであれば、また戦後においても、こうした文化財の政治性の利用が可能であると考えられる。なかでも注目すべきは平和への利用である。すでに文化財の平和への利用のいくつかは進められている。ここではアジアのなかで破壊された文化財と保護された文化財の利用の例を概観していく。

＜破壊された文化財の利用：北朝鮮と韓国＞[38]

北朝鮮の金剛山のふもとに、金剛山四大寺のひとつの神渓寺がある。この寺は北朝鮮の文化財として指定されているが、朝鮮戦争の際に韓国軍の攻撃によって破壊され、以来再建されることなく放置されていた。しかし現在、この寺の再建が韓国政府の支援によって、南北融和政策の一環として進められている。すぐ近くにはDMZがあり、国境周辺では厳しい監視が続けられている。緊張状態が残るなかで、分断された南北の融和のために寺が再建されている光景は、まさに破壊された文化財を通じた平和への取り組みの一つである。再建は現在でも進められており、この取り組みの平和への効果が明らかになるまでには時間がかかる。しかしこれは、今後注目していくべき一つの例であるといえる。

＜破壊されなかった文化財の利用：タイとカンボジア＞[39]

破壊されなかった文化財を平和へと利用した事例もある。タイ・カンボジア国境にあるクメール寺院のカオプラヴィーハン遺跡もその一つである。この寺院の帰属は長い間国境紛争の象徴であり、ようやく1962年にハーグ国際裁判所により、寺院の敷地内はカンボジア領、寺院の入り口はタイ領であるとされた。この遺跡は9世紀から300年かけて建立され、アンコールワットに匹敵する唯一のクメール遺跡とも言われてきたが、寺院は断崖にあり周囲を遠くまで見渡せるため、1975年からのカンボジア内戦時にはポルポトによって軍事的要塞が構えられた。こうして周囲には無数の地雷が埋められ紛争の舞台と化していった。しかし最近になって、この文化財の観光資源としての価値が注目を浴びるようになったことから、

38）著者は2006年2月に現地を訪問し、直接、神渓時の住職から話を聞いた。ここではそのときのインタビューと現地で配られるパンフレットを資料とした。

39）特定非営利活動法人人道的地雷除去支援の会http://www.jahds.org/top.html（2006年5月）にプロジェクトの詳細が紹介されている。

寺院を世界遺産へと登録するためのタイとカンボジアでの共同作業が基本合意に達するに至った。世界遺産登録には安全確保や環境設備そしてインフラ整備などが必要とされるが、この場所では一国だけの努力で条件を整えることができなかったことが、合意に至ったのである。タイ・カンボジア両国政府は、これを両国間の恒久的平和構築のシンボルとして推進している。この取り組みは、破壊されることなく残った文化財を平和へと利用する代表的な例といえる。

このように、文化財は紛争で破壊されなかった場合だけでなく、紛争で破壊されたものであっても、平和への活用という可能性を持つ。しかし、破壊された文化財が平和へと利用されることは、破壊が肯定される理由にはならない。爆撃は一瞬で文化財を破壊する。しかし再建には莫大な時間と費用か必要となる。そして、破壊によって壊された文化財を完全に元に戻すことは不可能である。また、破壊によって生じる破壊側と被破壊側の心理的な溝を埋めるのにも長い年月が必要となってくる。文化財を破壊した場合は、それが運良く再建されることになっても、文化財が保護された場合に比べて、破壊側にも被破壊側にも大きな負担となることを考慮する必要がある。

復興段階での資金を文化財修復に注ぐことも疑問視されることがある。そして、むしろ破壊された文化財を、紛争の負の遺産の記憶として残すべきであるという議論もある。しかし、文化財が不幸にも破壊された場合にも、こうした文化財の修復や再建をとおして平和へと役立てられるのであれば、修復は負の遺産として残す以上の意味を持つものとも考えられる。

武力紛争下での文化財の破壊と保護それぞれに異なる目的があり、そこでは文化財の異なった政治性が背景にあったことを考慮すると、紛争後の文化財の活用の段階でも、破壊された文化財と保護された文化財では、異なった利用方法が考えられる。このような文化財の平和への利用への可能性は、今後さらに広がって行くとみられる。こうした可能性を広げていくためにも、文化財の政治性を追及することで、平和構築に利用可能な文化財の政治的要素を提示していく必要があるといえる。

終わりに

こうして文化財の政治性を考察し、それをもとに武力紛争と文化財の関係を見てきたことで、文化財の意図的な破壊や保護には文化財の政治性とそれを取り巻く政治的背景の違いが影響を与えることが明らかになった。そしてこのようにして破壊・保護の政治的背景を含めた意味を理解することは、今後の文化財破壊危機への対応に重要な役割を果たしていくこと

も示してきた。また文化財の持つ政治性の分析は、戦後に保護された文化財のみならず、破壊された文化財でさえも平和利用への道があることを示唆していた。

文化財が持つ政治的な意味は、本稿で示してきたものだけではない。今後も文化財を破壊という危機から救い平和へと活用していくために、さらに多くの文化財の政治性を明らかにすることが重要である。そして同時に、この研究を続けることによって、現状の武力紛争下での文化財保護に技術論や法律論だけでない新しい議論を提示することができると考えている。

文化財保護に着目した場合の問題点は、現状での文化財保護の行き詰まりが、国際社会の中で制度を作り上げていくための体制が整っていないことである。この問題の解決のためにも、文化財が政治的にどのような意味を持つのか、破壊を防ぎ保護していくことにどのような意味があるのかなどを今後さらに追及していく必要がある。それは、紛争という状況では人命が危機であるため、保護の意味を論理的に政治的な視点から説明をすることができなければ、文化財保護への協力を得ることは困難といえるからである。

文化財破壊に着目すると、破壊危機が差し迫った場合破壊を思いとどまらせることが、もっとも重要な方法であることがわかる。そのためにも文化財の政治的意味の追求をさらに続け、文化財保護の政治的利益、破壊の政治的不利益を、破壊を行おうとするものに対する説得の際に提示し、彼らに合理的に保護を選択させることにつなげていきたいと考えている。

武力紛争下での文化財の保護は、その制度自体がいまだに国際社会で確立されたものではない。しかし、文化財の現状を鑑みればこの枠組みは早急に確立させていくことが望ましい。制度を確立していくためにも、今後さらに新たな文化財保護議論や活用方法を模索していき、議論の活性化を促進していく必要性を強調していく必要があるといえる。